

様式第14号(第20条関係)

起案用紙

発議印(施行年月日、文書番号等)		起案	平成 26年 2月 17日
		決裁	平成 26年 2月 19日
		公印	平成 年 月 日 印
起案者			
施行上の注意		職業能力開発局(部) 能力開発課(室)	
		内線 5929番	
		氏名	杉森貴志 
件名	短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画競争の公示について		
大臣	副大臣	副大臣	大臣政務官
			大臣政務官
事務次官 △		官房長 △	
職業能力開発局長 		書記 	
総務課長 		木原  桥 	
能力開発課長 		小野寺  阪 	
職業安定局長 		書記 	
総務課長 		喜多  一 	
派遣・有期労働対策部長 			
企画課長 		鶴見 	
保存期間	30年 3年 その他(年)	10年 1年	5年
			大臣官房総務課引継
			平成 年

求職者支援室長



(起案理由)

標記について、(案)のとおり、短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画

競争に係る公示を行ってよろしいかお伺いします。

本事業を実施する財源

平成25年度補正予算

一般会計

(項) 職業能力開発強化費

(目) 緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金

(うち短期集中特別訓練事業)

予算額 14,861,549千円

厚生労働省

短期集中特別訓練実施スケジュール(案)

○ 2月中旬

- ・交付要綱、事業実施要領策定（協会宛）
- ・交付金交付
- ・事業周知準備

○ 2月19日公示予定

- ・訓練認定事務プロポーザル開始（公示）

公示期間 2週間



3月4日〆切、選定委員提示

○ 3月5日

訓練認定事務委託選定委員会

委託先決定・委託事業契約締結

- ・重点分野（清掃、警備、介護補助等）モデルカリキュラム策定

○ 3月中旬

- ・訓練認定基準策定及び公表
- ・周知広報開始
- ・重点分野実施機関の個別開拓

○ 3月下旬

- ・事業実施機関への説明会等の開催

○ 3月末

- ・訓練実施機関からの訓練認定申請書の受付開始

○ 5月

- ・受講生募集開始

○ 6月中旬以降

- ・訓練開始

公 示(案)

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 26 年 2 月 19 日

厚生労働省職業能力開発局長 杉浦 信平

1 企画競争に付する事項

(1) 業務名

短期集中特別訓練事業における訓練関連業務

(2) 業務の趣旨・内容

現下の雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの改善が進んでいるが、引き続き、非正規雇用労働者、就業経験の乏しい者やニートなど女性、若者等については、早期就職の実現や正社員化が大きな課題となっており、これらに早急に対応していく必要がある。

特に、就業経験が極端に少ない者や非正規での離転職を繰り返している者などを対象に、職業訓練機会を拡充するため、専修学校等の民間教育訓練機関をはじめ、事業主、公益法人、職業訓練法人、NPO法人等の、人材育成に関わる、幅広い社会資源を最大限に活用することが重要となっている。

このため、緊急人材育成・就職支援基金の短期集中特別訓練事業による職業訓練を積極的に推進するための業務を委託するものである。

2 参加資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和3年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

- ① 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時等において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）
- ② 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者ないこと。
- ③ 各都道府県に拠点を有していること。
- ④ 地域の人材育成ニーズ及び短期集中特別訓練の実施機関となり得る社会資源の状況に精通していること。
- ⑤ 職業訓練の実施について高度なノウハウを有し、短期集中特別訓練の実施機関に対して的確な助言援助を行えること。

3 契約候補者の選定

「短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書募集要領」に基づき提出された企画書について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4 企画競争説明書（仕様書及び企画書募集要領）を交付する日時及び場所

- (1) 日時 平成26年2月19日（水）～2月27日（木）までの
土日祝日を除く17時まで
- (2) 場所 下記記載の「本件担当、連絡先」
なお、郵送等による発送は行わない。

5 企画競争説明書に関する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先
下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成26年2月27日（木）17時まで

6 企画競争に関する説明・相談会の開催

- (1) 日時 平成26年2月26日（水）14時
- (2) 場所 中央合同庁舎第5号館15階 厚生労働省職業能力開発局会議室
※ 当日は、厚生労働省職業能力開発局能力開発課
(15階入り口1505)へお越しください。
- (3) 参加希望者は、2月24日（月）15時までに登録を行うこと。

7 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成26年3月4日(月) 12時
- (2) 提出先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (3) 提出方法 直接提出(持参)とする。

8 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

9 その他

詳細は、「短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書募集要領」による。

【本件担当、連絡先】

住 所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
中央合同庁舎第5号館15階
担 当：担当：厚生労働省職業能力開発局 能力開発課
計画認定係長 杉森(すぎもり)
電 話：03-5253-1111(内線5929)
F A X：03-3502-2630

短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書作成のための仕様書(案)

1 件名

短期集中特別訓練事業（以下「事業」という。）における訓練関連業務

2 事業実施期間

契約日から平成27年3月31日までとする。

3 業務の趣旨・内容

就業経験が極端に少ない者や非正規での離転職を繰り返している者などは、仕事をする上での基本的な能力が不足しているだけではなく、長期間、仕事をしていないことにより、長期間の訓練の受講をためらう者もいる。

本事業においては、これらの者等の経験や能力を踏まえ、実技に重点を置き、段階を踏みながら能力を習得できる方式での短期間の訓練機会を提供し、訓練期間中の給付金の支給による生活支援を実施するとともに、公共職業安定所（以下「安定所」という。）が中心となって就職支援を行う短期集中特別訓練事業を緊急人材育成・就職支援基金（以下「基金」という。）により実施することとしている。

また、本事業の実施に当たっては、就業経験が極端に少ない者や非正規での離転職を繰り返している者などの経験や能力を踏まえた職業訓練機会を提供するため、専修学校等の民間教育訓練機関をはじめ、事業主、公益法人、職業訓練法人、NPO法人等の、人材育成に関わる、幅広い社会資源を最大限に活用することが重要くなっている。

このため、短期集中特別訓練事業における職業訓練（以下「短期訓練」という。）を積極的に推進するための業務を基金の造成先である中央職業能力開発協会（以下「協会」という。）から委託して実施するものである。

4 事業の概要

下記5に掲げる委託業務に係る事業の概要については、以下のとおり。

(1) 短期訓練の概要

① 訓練対象者

訓練対象者は、以下のいずれにも該当するなどの者とする。

ア 安定所に求職申込みをしていること。

イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者でないこと。

ウ 同法第15条第1項に規定する受給資格者でないこと。

エ 労働市場の状況その他を踏まえ、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めた者であること。

オ 求職者支援訓練又は公共職業訓練の受講修了後1年未満の者でないこと。

カ 短期訓練を受講修了した者でないこと。

② 訓練内容

上記①の訓練対象者の経験や能力等を踏まえた訓練とするため、専門実技に重点を置く1か月以上3か月未満の訓練であること。

また、初級コース及び中級コースの設定により、段階を踏みながら能力を習得できるような訓練コースの受講の設定も可能であること。

ア 訓練期間は1か月以上3か月未満であり、訓練内容に照らして適切な期間であること。

訓練時間は1日5～6時間を標準とし、1か月につき原則として100時間以上であること。ただし、時間数の算定については、50分以上60分未満（休憩時間を除く）を1単位とする場合は1時間と算定して差し支えないこと。

また、受講生の特性に配慮し、訓練開始初期においては、訓練時間を標準よりも短時間で設定することを可能とし、その場合には、全期間を通じて平均時間が原則として1か月100時間以上となること。

なお、訓練コースとして、初級コース及び中級コースを設定して実施する場合は、それぞれのコースの訓練期間は1か月以上3か月未満であること。

イ 訓練カリキュラム

短期訓練は上記①の訓練対象者を対象として実施するものであることから、実技を中心とした訓練カリキュラムであること。

具体的には、訓練全体の時間数のうち、実技は5割以上、学科は3割以内とすること。

また、企業実習は、実践力を身につける上で必要であることから積極的に設定することとし、設定時間は訓練全体の時間数のうち2割以内とする。

ウ 実施場所

訓練の実施場所は、訓練期間中は原則として同一の場所であること。

ただし、職場見学、職場体験、企業実習等の必要性を認められる場合についてでは、この限りではないこと。

エ 施設設備

短期訓練及びこれに付帯する事務事業を適切に運営できる組織体制、責任者、訓練指導担当者（以下「講師」という。）及び運営・管理担当者を配置しており、短期訓練を実施する上で必要となる教室・実習室、設備及び備品等を所有若しくは賃貸借契約等により訓練期間中は常に使用できること。

オ 定員

原則30人以内の受講者定員であること。

(2) 短期訓練実施訓練奨励金（以下「奨励金」という。）の概要

短期訓練の訓練機会の確保に資するため、実施機関に対して、訓練受講者の

数に応じて奨励金を支給する。奨励金は、訓練開始日又はそれに応答する日を起算日とし、翌月の応答日の前日までの区切られた各1か月（以下「算定基礎月」という。）において、訓練に出席した受講者の数（安定所長の受講あっせんを受けた者に限る。）に、月額12万円を乗じて得た額を支給するものとする。

5 委託業務の内容

事業を効果的に推進するため、以下に掲げる業務を協会からの委託により実施する。

(1) 短期訓練に係る認定数の管理、実施機関の開拓及び訓練コース設定等の援助

① モデルカリキュラムの作成、普及、助言及び指導

短期訓練の実施にあたっては、特に上記4(1)①の訓練対象者が効果的に習得できるモデルカリキュラムについて重点訓練分野（※）（以下「重点分野」という。）を中心に作成し、広く業界団体に周知する必要がある。

このため、重点分野の業界団体等へのヒアリングを行い、業界毎にモデルカリキュラムを作成すること。

また、作成したモデルカリキュラムを広く普及するため、使用する教材、課題、評価シートの作成に向けた助言、支援を行うため、当該カリキュラムに係る説明会（訓練を担当する訓練指導担当者を養成する講習会等を含む）を必要に応じて開催すること。

※ ビルクリーニング・設備管理、警備、介護補助、調理補助 等

② 訓練実施計画数の管理及び実施機関の確保等

ア 訓練実施計画数の管理及び実施機関の開拓

平成26年度末までに3.2万人分の短期訓練が実施されるよう、国が示す都道府県別の訓練実施計画数に基づき、都道府県毎に毎月の訓練開拓目標数を設定の上、訓練件数の適切な管理及び開拓に努めること。

また、重点分野の団体及び実施機関に対して、短期訓練の実施を積極的に働きかけ、実施機関を開拓すること。

なお、実施機関の開拓に当たっては、以下の(ア)～(イ)を踏まえて行うこと。

(ア) 開拓にあたっては、重点分野を中心としつつ各地域内の求人及び求職者の動向等を勘案して、求職者の応募・就職が見込まれる職種、定員及び実施時期等を配慮して行うこと。

(イ) 都道府県別の訓練実施計画数を踏まえ、計画的な開拓を行うこと。

(ウ) 可能な限り直接、実施機関を訪問すること。

(エ) 開拓等にあたっては、奨励金の説明を併せて行い、訓練の積極的な取組を促進すること。

イ 訓練コースの設定等に対する相談援助

(ア) 短期訓練の実施を希望する実施機関等に対して、短期訓練のモデルカリキュラムの説明・提供及び訓練計画の作成に関する相談援助を行うこと。

また、実施機関から個別のカリキュラムに係る相談等があった場合は、個々の実施機関ごとにカリキュラムの作成に係る助言・援助を行うこと。

(イ) 実施機関が設定する訓練コースにあっては、訓練機関等のそれぞれの特性に応じて、介護・福祉、警備等の受講ニーズや就職の実現性の高い分野の職業に求められるスキルを中心として、地域や業界の人材ニーズに対応して再就職に資することのできる訓練コースの設定に努めるものであること。

また、以下のa～eの手法等を単独又は組み合わせて採ることにより、多様な訓練コースの設定が行われるように努めるものであること。

- a 訓練施設内外において、教室、設備又は講師を確保した上で職業訓練を実施するもの。
- b 実施機関に対して予めモデルカリキュラムを示し、当該カリキュラムを踏まえた新たに訓練コースを設け、職業訓練を実施するもの。
- c 実施機関が現在行っている訓練内容について、必要な場合は一定の修正を加えた上で、職業訓練を実施するもの。
- d 実施機関が一般向けに既に実施している訓練コースを求職者向けとして設定して、職業訓練を実施するもの。
- e 事業主等が実際に実施している業務内容を踏まえ、事業主等と連携し、就業現場を活用した実技中心の訓練コースを設け、職業訓練を実施するもの。

(2) 民間教育訓練機関等が作成した訓練計画の認定

① 訓練計画の認定に係る事前審査

実施機関から訓練計画の認定申請があった場合は、認定申請書及びその添付書類を受理し、別途定める認定基準に基づく審査の上、別途指定する報告書により審査結果を遅滞なく協会に報告すること。

② 就職実績低調な短期訓練に対する措置

事業実施期間内に実施機関において実施した訓練コースの就職率が30%未満となった等の場合であって、当該実施機関がその後、同一分野に係る訓練コースの実施を予定しているときには、訓練就職率が向上するよう、訓練計画の見直し及び就職支援体制の整備等に関して改善指導・助言を行い、必要に応じて改善計画を提出させること。

なお、当該実施機関が実施する同一分野に係る都道府県の区域内の2コース以上の訓練において、実施した訓練コースの就職率が30%未満となった場合は、次回以降の認定申請が行えなくなること。

③ 訓練情報の提供

協会において訓練計画の認定がされた短期訓練コースの情報については、受講対象者の条件（何ができるかの条件）、訓練により習得できる内容（できるようになる事柄の内容）、訓練受講者が受けることのできる就職支援の内容、自己負担の内容・金額の目途（受験料、自己の所有に帰属する教材費の経費等）などの情報を予め明示するため、一覧表等に取りまとめの上、都道府県労働局に対して提供すること。

④ 訓練実施状況等の確認・報告

ア 訓練実施状況の確認

訓練計画を認定したすべての実施機関について、当該計画の訓練期間中におおむね月1回を目途に訓練及び就職支援の実施状況の調査を行うこと。当該調査等において、訓練が適確に行われていないことが判明した場合は、必要な指導、助言を行うこと。

なお、調査において疑義等が生じた場合には、都道府県労働局に情報提供の上、連携して事実確認に努め、必要な対応を行うこと。

イ 就職状況等の確認・報告

訓練修了者及び就職のための中退者（以下「訓練修了者等」という。）の訓練修了後3か月以内の就職状況（就職のための中退者の場合は、中退時の就職状況）について、訓練修了者等からの書面の提出により、訓練修了者等の属性を含めて実施機関に把握・報告させること。

(3) 奨励金の支給審査

① 奨励金の支給申請書等の受付及び事前審査等

実施機関から奨励金支給申請書等が提出されたときは、その記載事項及び添付書類の有無等を確認のうえ受付し、所要の事前審査を行い、訓練認定審査結果等を協会に遅滞なく送付すること（訓練認定審査結果等は、別途指定する日までに確実な方法により協会に送付すること）。

② 実施機関に対する指導等

上記①の奨励金の支給申請等について、実施機関が必要な書類の提出、または調査及び報告への協力に応じない場合、事業の適切な実施の確保を図るため、実施機関に対して必要な指導等を行うこと。

③ 奨励金等に係る不正行為に関する調査

奨励金及び訓練の実施の申請等に関して、不正行為が行われていないか、
5 (2) ④アにより、訓練実施状況等の確認を行うこととしているが、より厳格に不正に関する調査を行う観点から、別途定める基準に従い、抜き打ちによる調査を実施すること。

(4) 短期訓練受講者等に対するキャリア形成に関する相談の実施

実施機関におけるキャリア・コンサルティング及びジョブ・カード交付の支援等を行うため、能力開発支援員を採用すること。

実施機関において登録キャリア・コンサルタントが配置されない等訓練期間中のキャリア・コンサルティングの実施体制が整っていない場合にあっては、能力開発支援員はキャリア・コンサルティングが実施可能な他の機関に係る情報提供等を行うこと。また、当該実施機関と調整の上、能力開発支援員を実施機関に派遣するなど、受講生に対するキャリア・コンサルティングの支援を行うこと。

なお、安定所においても、必要に応じ短期訓練希望者等に対するキャリア・コ

ンサルティングの支援を行うこと。

(5) 当該事業を実施するための労働局等との調整

① 都道府県労働局（安定所）との連携による求職者への情報提供

短期訓練情報について、(2)(3)の一覧表や実施機関が作成した訓練コースのパンフレット等を活用し、都道府県労働局（安定所）を通じて求職者に示すこと。

② 不正に係る調査の都道府県労働局との連携等

上記5(2)(4)ア及び5(3)③の不正に係る調査において、偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかとなった場合は、都道府県労働局と連携の上、必要な調査を行い、その結果を協会に報告すること。

(6) その他、当該事業を実施するための労働局等の調整

① 積極的な周知広報

本業務の実施に当たっては、都道府県労働局と相互に連携を図りつつ、ポスターの掲示、関係機関の窓口等を通じてのパンフレット・リーフレットの配布等により、短期訓練、奨励金等の内容について、幅広く周知広報すること。

② 支援拠点となる都道府県支部の設置

上記(1)～(5)の委託業務を全国の求職者及び訓練実施機関を対象に隈無く着実に実施できる体制とするため、都道府県毎に各種の支援の拠点となる都道府県支部（以下「支部」という。）が設置されていること。

また、各都道府県支部には、業務統括マネージャー、訓練実施指導員を配置すること。

支部の設置、並びに業務統括マネージャー、訓練実施指導員及び能力開発支援員の配置にあたっては、以下のア～カを踏まえ、設置及び配置すること。

ア 支部は、原則、各都道府県庁所在地に設置されているものであり、都道府県内を管轄すること。

ただし、管轄地域が広い場合には、利用者の便を考慮し、支所を設置することも可能であること。

イ 支部は、教育訓練機関等の実施機関等及び訓練受講希望者に対して相談することのできるスペースを確保すること。

ウ 支部の相談等の営業時間は、1週当たり5日以上（祝日等がある週については5日から祝日等を除いた日数以上）、1日当たり概ね8時間以上すること。

エ 支部には、支部業務全般の統括責任者である業務統括マネージャーを1名配置すること。

オ 委託業務を行うため、当該業務に関する専門能力を有する訓練実施指導員を配置すること。支部毎の配置数は、短期訓練実施数等を勘案し、設定するものとする。

カ 上記(4)の実施機関のキャリア・コンサルティングの支援として、外部キャリア・コンサルタントの登録者が少ない等の地域にあっては、原則として能

力開発支援員を配置すること。なお、能力開発支援員は、キャリア・コンサルティング技能士又はキャリア形成促進助成金対象キャリア・コンサルタント能力評価試験合格者等資格を有した登録キャリア・コンサルタントであることが望ましいこと。

支部毎の配置数は、訓練実施数等を勘案し、設定するものとする。

6 事業委託予定額

2,000,035千円（消費税を含む）以内を予定

7 留意事項等

- (1) 本業務に携わる者及び携わっていた者が業務上知り得た本業務に係る企業秘密及び受講生等に属する情報について、それを外部に漏らすことがないよう、情報を適正に管理すること。
- (2) 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適切な管理を行うものとすること。
- (3) 業務の実施に当たっては、厚生労働省（労働局・安定所）及び協会との連携を十分に密にし、疑義が生じた場合は、協会に協議すること。

8 企画書作成上の留意点

企画書には仕様書にある本業務の目的及び要求事項を踏まえて、以下の項目を盛り込むこと。

- (1) 本業務の実施スケジュール
- (2) 本業務を実施するための実施手順、方法
- (3) 本業務を迅速かつ円滑に進めるための提案
- (4) 本業務の効果を高めるために考えられること
- (5) トラブルへの対処手法

短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書募集要領（案）

1 総則

短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

本短期集中特別訓練事業における訓練関連業務の内容は、別添「短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書作成のための仕様書」のとおりとする。

3 予算額

業務の予算額は、2,000,035千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内を予定している。

4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）、第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和3年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

- ① 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時等において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）
- ② 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- ③ 各都道府県に拠点を有していること。
- ④ 地域の人材育成ニーズ及び短期集中特別訓練の実施機関となり得る社会資源の状況に精通していること。
- ⑤ 職業訓練の実施についての高度なノウハウ及び実績、本事業を実施するための組織体制、事業規模を有し、短期集中特別訓練を実施する実施機関に対して的確な助言援助を行えること。

- ⑥ 本事業を適正に実施するための組織体制、事業規模、財務状況を有している者であること。
- ⑦ 本事業の公益性を十分に理解している団体であること。
- ⑧ 特定の政治思想、宗教の普及を目的としない団体であること。

5 企画書募集に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間
平成 26 年 2 月 27 日（木）17 時まで
- (3) 受付方法
FAX（A4、様式自由）にて受け付ける。
- (4) 回答
平成 26 年 2 月 28 日（金）までに、企画競争参加者に対して FAX にて行う。

6 企画書等の提出書類、提出期限等

- (1) 提出書類及び提出部数（書式自由）
 - ① 企画競争参加申込書（参加資格を満たしていることを明記した誓約書） 1 部
 - ② 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書 10 部
 - ③ 経費内訳書（見積書）
短期集中特別訓練事業における訓練関連業務を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載した内訳書 10 部
 - ④ 提出者の概要（法人概要として代表者、役員及び従業員数・資本金等）が把握できる資料 10 部
 - ⑤ 類似業務の実績がある場合は、その実績が把握できる資料 10 部
 - ⑥ 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務を実施するための体制を把握できる資料（事業所設置場所、事業所数等） 10 部
 - ⑦ 登記事項証明書（写） 10 部
 - ⑧ 納税証明書（写） 10 部
 - ⑨ 財務諸表（1年分）（写） 10 部
- (2) 提出期限等
 - ① 提出期限
平成 26 年 3 月 4 日（火）12 時
 - ② 企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先
5 (1) に同じ
 - ③ 提出方法 直接提出（持参）とする。
 - ④ 提出に当たっての注意事項
ア 受付時間は、平日の 10 時から 17 時まで（最終日は 12 時まで）とする。

- イ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- ウ 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。
- エ 一者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。
- オ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。
- カ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。
- キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

7 事業実施候補者の選定

本要領に基づき提出された企画書等については、厚生労働省が設置する「短期集中特別訓練事業における訓練関連業務」企画選定委員会において、評価基準に基づく評価を行い、事業実施候補者として1者を選定の上、選定結果は企画書等の応募者に遅滞なく通知する。

8 契約の締結

上記7で選定した事業実施候補者に対して、評価結果通知を通知後、中央職業能力開発協会（以下「協会」という。）において、契約の締結を行う。契約の締結にあたっては、協会と事業実施候補者の双方で契約内容の確認をし、当該協会の契約担当役は、委託の申入れ等必要な手続きを行い、契約候補者から見積書を徴取し、内容の審査を十分に行なった上で、契約を締結する。

9 その他

- (1) 企画書等に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 提出された経費内訳書については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することもあり得る。

【本件担当、連絡先】

住 所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

中央合同庁舎第5号館 15階

担 当： 厚生労働省職業能力開発局

能力開発課 計画認定係長 杉森（すぎもり）

電 話： 03-5253-1111 (内線 5929)

F A X：03-3502-2630

「短期集中特別訓練事業企画選定委員会」設置要綱（案）

1 目的

「短期集中特別訓練事業」に係る企画競争を実施するに当たり、次のとおり「短期集中特別訓練事業企画選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の事務

委員会は、「短期集中特別訓練事業」に係る企画書募集要領に基づき、企画競争参加者から提出された企画書等を評価し、契約候補者を選定する。

3 委員会の構成

委員会は、委員長のほか、次の3名の委員（外部委員）で構成する。

委員長 山田 雅彦（職業能力開発局能力開発課長）

委員 今野 浩一郎（学習院大学経営学部経営学科教授）

委員 大久保 幸夫（株式会社リクルート ワークス研究所所長）

委員 藤本 真（（独）労働政策研究・研修機構

人材育成部門 副主任研究員）

4 委員会の事務局

委員会の庶務は、職業能力開発局能力開発課が処理する。

5 その他

この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委員長の決定により処理するものとする。

短期集中特別訓練事業（仮称）の創設

平成 25 年度当初予算額 0 千円
平成 25 年度第 1 次補正要求額 14,861,549 千円

1 趣旨

非正規労働者の早期安定就職に向けた支援や生活困窮者等の経済的自立に向けた就職の実現が重要な課題となっている。

これらの者の中には、非正規雇用で離職を繰り返したり、職業経験が少ない者も多く、仕事をする上での基本的能力が不足しているだけではなく、就職の意欲はあっても例えば、長期間、仕事をしていないことにより、既存の訓練メニューでは、一度に長期間の受講が必要となるため、訓練を継続して受講する自信が持てず、受講をためらう者もいる。職業訓練は、このような職業経験が少ない者等にとって、就職を実現していく上では必要不可欠であることから、このような者の経験や能力等を踏まえ、専門実技中心のメニューに見直し、段階を踏みながら能力を習得できる方式での訓練機会を提供することにより、早期就職を促進する。

2 事業の概要

緊急人材育成・就職支援基金に短期集中特別訓練事業を創設し、平成 26 年度まで事業を実施することとし、非正規労働者や生活困窮者などの雇用保険を受給できない者を対象として無料の訓練機会を提供するとともに、訓練期間中の生活を支援する事業を実施する。

(1) 短期集中特別訓練の実施機関への奨励金の支給

7,776,000 千円

短期集中特別訓練を実施する民間教育訓練機関等に対し訓練費用を支給する。

ア 対象者 32,400 人

イ 単価 1 月あたり 12 万円

ウ 訓練コース 成長分野など就職が見込まれる分野ごとに初級コース、中級コースを設定

エ 訓練期間 1～3か月未満

(2) 給付金の支給等

4,989,600 千円

公共職業安定所長が短期集中特別訓練の受講をあっせんした受講者のうち、収入など一定の要件を満たす場合に、訓練受講を容易にするため、給付金を支給する。

ア 対象者 22,680 人

イ 給付金の種類と単価 訓練受講手当（1 月あたり 10 万円）、通所手当（実費相当額）

ウ 給付期間 短期集中特別訓練を受講している期間（最長 6 月）

(3) 事務関係経費

2,095,949 千円

3 補正事由

現下の雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの改善が進んでいる一方、依然として非正規労働者については早期就職の実現や安定就職への移行が大きな課題となっており、経済の好循環を進めていくためにもこれらの課題に対応していく必要がある。

このような中で、既存の訓練メニューにより、非正規労働者の中でも安定就職を実現する者が出てきているが、非正規労働者はその経験、能力等の状況が様々であり、非正規労働者の中でも就業経験が少ない者などを中心に、訓練機会を得られているとはいえない状況にある。生活困窮者対策も社会的な課題となっている中で、このような者が早期自立を果たしていくためにも、非正規労働者の態様を踏まえた多様な訓練機会の提供が急務となっている。

4 科目内訳

一般会計

(組織) 厚生労働本省

(項) 職業能力開発強化費

(事項) 職業能力開発の強化に必要な経費

(目) 緊急人材育成・就職支援基金臨時特例交付金

14,861,549 千円

5 交付先

中央職業能力開発協会

短期集中特別訓練事業

【趣旨】

- 非正規労働者の中でも、就労意欲はあるても、現行の求職者支援訓練の内容では訓練受講が困難となる
いる者を対象。
- 例えば、就業経験が極端に少ない者や非正規での離転職を繰り返している者などは、仕事をする上で基本的能力が不足しているだけではなく、長期間、仕事をしていないことにより、長期間の訓練(※3~6か月程度が標準期間)の受講をためらう者もある。
- したがって、よりチャレンジしやすい短期間の訓練メニューを提供し、訓練期間中の給付金(月10万円)の支給による生活支援をすると共に、ハローワークが中心となって就職支援等を実施することにより、ステップアップさせながら、就職への再チャレンジを支援する事業を集中的に実施する。
- 平成25年度補正予算案に計上。
一般会計において緊急人材育成・就職支援基金を拡充(平成26年度末まで)。

【訓練イメージ】

訓練実習	内 容	専門実技をおいたカリキュラム(座学、実習を含む)
	間 間	1~3か月
訓練施設	機 関	民間教育訓練機関
主な訓練コース例		・ビルクリーニング、警備、介護補助などの実技に重点を置いた訓練。 ・例えば、「介護職員基礎科(初級)」、「介護職員基礎科(中級)」といった段階的受講による実技習得が可能となる訓練。

別紙

緊急人材育成・就職支援基金事業実施要領

第1 趣旨

現下の雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの改善が進んでいるが、引き続き、非正規雇用労働者、就業経験の乏しい者やニートなど就職に向けて厳しい環境にいる者については、早期就職の実現や正社員化が大きな課題となっており、これらに早急に対応していく必要がある。

そのため、職業安定機関等が中心となって職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に推進するとともに、専門能力を有する民間企業及びNPO等の創意を生かしながら、早期就職の実現や正社員化及び若者の職業的自立を支援する。

第2 事業主体

緊急人材育成・就職支援基金事業（以下「基金事業」という。）の事業主体は、中央職業能力開発協会（以下「協会」という。）とする。

第3 事業内容

協会は、緊急人材育成・就職支援基金（以下「基金」という。）を造成し、基金事業として、次の事業を行うものとする。

- 1 成長分野等人材育成支援事業
- 2 日本再生人材育成支援事業
- 3 若者育成支援事業
- 4 短期集中特別訓練事業
- 5 民間人材ビジネスの活用による労働市場の機能強化事業
- 6 1から5に附帯する事業

第4 基金事業の運営

1 基金の造成

基金は、平成21年度緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金交付要綱（平成21年6月5日付け厚生労働省発能第0605001号別紙）、平成22年度緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金交付要綱（平成22年9月24日付け厚生労働省発能0924第9号別紙及び平成22年11月26日付け厚生労働省発能1126第4号別紙）、平成23年度緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金交付要綱（平成23年11月21日付け厚生労働省発能1121第4号別紙）及び平

成24年度緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金交付要綱（平成25年3月6日付け厚生労働省発能0306第3号別紙）、平成25年度緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金交付要綱（平成26年月日付け厚生労働省発能第号別紙）（以下「交付要綱」という。）に基づき、国からの交付金を受けて造成するものとする。

2 基金の処分の制限

基金は、次に掲げる場合を除き、これを取り崩し、又は処分してはならないものとする。

(1) 第3の1から6までの事業に充てる場合

(2) (1)に附帯する事務及び事業に要する経費に充てる場合

3 業務規程の作成等

協会は、基金事業を開始する際、基金の管理及び運用等について、業務規程及び会計規程を整備し、厚生労働大臣の承認を受けなければならないものとする。これを変更する場合も同様とする。

4 基金事業の中止又は廃止の承認

(1) 協会は、基金事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ基金事業中止（廃止）承認申請書（様式第1号）を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

(2) 厚生労働大臣は、(1)の承認をする場合において、必要に応じ、条件を付することができるものとする。

5 基金事業の委託

協会は、基金事業の一部を、厚生労働省職業安定局長又は職業能力開発局長の定めるところにより、民間企業その他の法人であって、事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものに委託することができるものとする。

6 基金事業の事故の報告

協会は、基金事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならないものとする。

7 基金事業の終了等

(1) 基金事業は、平成26年度末をもって終了する。

ただし、第5の2の(1)ア、ウ及びエの支給対象事業主を対象とする場合については平成24年度末、第5の2の(1)イの支給対象事業主を対象とする場合、第6及び第7の2については平成25年度末をもって終了する。

なお、基金事業の終了に関して必要な経過措置は、別途定めるものとする。

(2) 厚生労働大臣は、(1)に定める場合のほか、次に掲げる場合には、基金事業の実施について終了又は方法の変更を命ずることができるものとする。

ア 協会が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく厚生労働大臣の処分若しくは指示に違反した場合

イ 協会が、基金事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

ウ その他基金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(3) 厚生労働大臣は、(2)の終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額の全部又は一部について、基金に充当又は国庫に返還することを命ずることができるものとする。

また、(2)の終了又は変更を命じた理由が(2)ア又はイに該当する場合は、交付金を受領した日から、基金に充当するまでの日数に応じ、年利10.95%の割合で計算した加算金をあわせて命ずることができる。

(4) (3)の期限内に基金に充当がなされない場合には、厚生労働大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

(5) 基金事業の終了前において残余額の全部又は一部について事業の見込みがないなどの事実が生じた場合は、厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に返還しなければならない。

(6) 基金の解散後において、事業実施者等から基金への返還があった場合には、これを国庫に納付しなければならない。

8 基金事業等の経理等

(1) 協会は、基金事業の経理について会計帳簿を備え、各事業毎

に他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならぬものとする。

なお、平成23年度第3次補正予算により積み増しを行った事業については、既存分と積み増し分も他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならぬものとする。

(2) 協会は、(1)の経理を行う場合、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに基金事業の完了した日(4(1)による基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の属する会計年度の終了後5年間、厚生労働大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならぬものとする。

9 基金事業の実施状況報告等

協会は、毎事業年度終了後遅滞なく、第3の(1)から(6)までの実施状況報告等を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならぬものとする。

10 事業の指導監督

(1) 厚生労働大臣は、基金事業の適正を期するため必要があるときは、協会に対し報告を求め、又は厚生労働省職員に協会に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(2) 厚生労働大臣は、この要領に基づき指導監督を行うほか、補助金等の交付により造成した基金等に関する基金基準(平成18年8月15日付閣議決定)に基づき、指導監督及び必要な措置を講ずることができる。

11 基金の執行状況の公表

協会は、別に定めるところにより、基金執行状況等報告書を厚生労働大臣に提出するとともに公表しなくてはならない。

第5 成長分野等人材育成支援事業の実施

1 事業の実施

協会は、成長分野等人材育成支援事業として以下の業務を行う。

(1) 成長分野等人材育成支援奨励金(以下「奨励金」という。)の支給

(2) 当該事業を実施するための労働局等との連絡調整

(3) その他、当該事業を円滑に実施するために必要な業務

2 奨励金の支給

協会は、以下の方法により奨励金を支給するものとする。

(1) 支給対象事業主

次のいずれかに該当する事業主であると管轄労働局長が認める者に支給するものとする。

ア 次のいずれにも該当する事業主であること。

(ア) 健康、環境分野及び関連するものづくり分野の事業を行う事業主であること。

(イ) 申請前5年以内を含め、雇入れ又は異分野からの配置転換した労働者（期間の定めのない労働者に限る。）を雇用する事業主であること。

(ウ) その他、職業安定局長等の定める要件を満たす事業主であること。

イ 次のいずれにも該当する中小企業事業主であること。

(ア) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都に属するものを除く。）に所在し以前雇用していた労働者を再雇用する事業主又は東日本大震災による被災離職者若しくは被災地求職者を雇い入れた事業主であること。

(イ) その他、職業安定局長等の定める要件を満たす事業主であること。

ウ 次のいずれにも該当する中小企業事業主であること。

(ア) 岩手県、宮城県、福島県に所在する事業主であること。

(イ) 雇用する労働者（期間の定めのない労働者に限る。）の住居を事業所所在県外に移転させ、被災地の復興に資する産業分野にかかるOff-JTを研究機関、大学院等を利用し実施すること。

(ウ) その他、職業安定局長等の定める要件を満たす事業主であること。

エ 次のいずれにも該当する事業主であること。

(ア) 健康、環境分野及び関連するものづくり分野の事業を行う事業主であること。

(イ) 労働者を移籍により受け入れる事業主であること。

(ウ) その他、職業安定局長等の定める要件を満たす事業主であること。

(2) 支給方法

職業訓練実施期間終了後2ヶ月以内に、支給対象事業主からの申請を受けて支給するものとする。

(3) 支給額

(1)のア、イ及びエに該当する事業主に対しては、支給対象

訓練に要した経費で、事業主が負担した費用を、1コースあたり1人につき20万円（中小企業が大学院をOff-JTで利用した場合は50万円）を上限として管轄労働局長が認める金額を支給するものとする。

また、(1)のア及びエに該当する事業主に対しては、1人につきOff-JT 1時間当たり600円を支給するものとする。ただし、Off-JTとOJTを合わせて上記の上限額の範囲内で支給するものとする。(1人につき3コースまで)

なお、(1)のウに該当する事業主に対しては、事業主が負担した費用のうち、研究機関、大学院等の授業料（1コースあたり1人につき年間50万円を上限）及び住居費の3分の2（1コースあたり1人につき年間40万円を上限）として管轄労働局長が認める金額を支給するものとする。(1人につき1コースまで)

第6 日本再生人材育成支援事業の実施

1 事業の実施

協会は、日本再生人材育成支援事業として以下の業務を行う。

- (1) 日本再生人材育成支援奨励金の支給
- (2) 当該事業を実施するための労働局等との連絡調整
- (3) その他、当該事業を円滑に実施するために必要な業務

2 日本再生人材育成支援奨励金の支給

協会は、以下の方法により日本再生人材育成支援奨励金を支給するものとする。

(1) 支給対象事業主

次のいずれかに該当する事業主であると管轄労働局長が認める者に支給するものとする。

ア 次のいずれにも該当する事業主であること。

(ア) 健康、環境、農林漁業分野及び関連する分野（以下「重点分野等」という。）の事業を行う事業主であること。

(イ) 雇用する又は新たに雇い入れる非正規雇用労働者等に対し、職業訓練を実施する事業主であること。
(ウ) その他、職業安定局長等の定める要件を満たす事業主であること。

イ 次のいずれにも該当する事業主であること。

(ア) 重点分野等の事業を行う事業主であること。

(イ) 雇用する労働者（期間の定めのない労働者に限る。）に対し、職業訓練を実施する事業主であること。
(ウ) その他、職業安定局長等の定める要件を満たす事業主

であること。

ウ 次のいずれにも該当する事業主であること。

(ア) 重点分野等の事業を行う事業主であること。

(イ) 雇用する労働者（直近の離職の離職理由が事業主都合である者であり、かつ、期間の定めのない労働者に限る。）又は出向等により受け入れた労働者に対し、職業訓練を実施する事業主であること。

(ウ) その他、職業安定局長等の定める要件を満たす事業主であること。

エ 次のいずれにも該当する事業主であること。

(ア) 重点分野等の事業を行う事業主であること。

(イ) 雇用する労働者（期間の定めのない労働者に限る。）を海外の大学、大学院に一定期間留学させ、訓練を実施する事業主であること。

(ウ) 子会社又は親会社を海外に有さない企業の事業主であること。

(エ) その他、職業安定局長等の定める要件を満たす事業主であること。

オ 次のいずれにも該当する事業主であること。

(ア) 重点分野等の事業を行う事業主であること。

(イ) 雇用する労働者（期間の定めのない労働者に限る。）を海外に子会社を有する国内企業の海外の子会社等に一定期間出向させ、実地訓練を実施する事業主であること。

(ウ) 子会社又は親会社を海外に有さない企業の事業主であること。

(エ) その他、職業安定局長等の定める要件を満たす事業主であること。

カ 次のいずれにも該当する事業主であること。

(ア) 岩手県、宮城県及び福島県の区域内に所在する建設事業主であること。

(イ) 雇用する対象労働者に対し、事業所外の建設関係の職業訓練を実施する事業主であること。

(ウ) その他、職業安定局長等の定める要件を満たす事業主であること。

(2) 支給方法

原則、職業訓練実施期間終了後2ヶ月以内に、支給対象事業主からの申請を受けて支給するものとする。

(3) 支給額

ア (1)のアに該当する事業主に対しては、事業主が負担した費用のうち、次のいずれかに該当するものとして管轄労働

局長が認める金額を支給するものとする。

(ア) 一般職業訓練を行った場合、1コースあたり1人につき1時間あたり800円（大企業は500円）及び支給対象訓練に要した経費（1コースあたり1人につき30万円（大企業は20万円）を上限）

(イ) 有期実習型訓練を行った場合、1コースあたり1人につき1時間あたり800円（大企業は500円）、支給対象訓練に要した経費（1コースあたり1人につき30万円（大企業は20万円）を上限）及び1コースあたり1人につき0JT1時間あたり700円

イ (1)のイに該当する事業主に対しては、事業主が負担した費用のうち、支給対象訓練に要した経費（1コースあたり1人につき20万円を上限）として管轄労働局長が認める金額を支給するものとする。

ウ (1)のウに該当する事業主に対しては、事業主が負担した費用のうち、1コースあたり1人につき1時間あたり800円、支給対象訓練に要した経費（1コースあたり1人につき30万円を上限）及び1コースあたり1人につき0JT1時間あたり700円として管轄労働局長が認める金額を支給するものとする。

エ (1)のエに該当する事業主に対しては、事業主が負担した費用のうち、国外の大学、大学院の受講料等（1人につき年間100万円を上限）並びに住居費及び転居に伴う交通費のそれぞれ3分の2（1人につき年間75万円を上限）として管轄労働局長が認める金額を支給するものとする。

オ (1)のオに該当する事業主に対しては、事業主が負担した費用のうち、実地訓練受け入れ企業に支払った費用（1人につき20万円を上限）並びに住居費及び転居に伴う交通費のそれぞれ3分の2（1人につき年間75万円を上限）として管轄労働局長が認める金額を支給するものとする。

カ (1)のカに該当する事業主に対しては、事業主が負担した費用のうち、支給対象訓練に要した経費（1コースあたり1人につき20万円を上限）及び宿泊費の3分の2（1コースあたり1人につき1泊5,800円（乙地方は5,200円）かつ年間10万円を上限）として管轄労働局長が認める金額を支給するものとする。ただし、対象労働者が雇用される事業所の最寄りの駅から宿泊地の最寄りの駅までの距離が往復400キロメートル未満である場合には、支給しない。

第7 若者育成支援事業の実施

1 事業の実施

協会は、若者育成支援事業として以下の業務を行う。

- (1) 若年者人材育成・定着支援奨励金関係業務
- (2) 地域若者サポートステーション事業

2 若年者人材育成・定着支援奨励金関係業務の実施

(1) 事業の実施

協会は、若年者人材育成・定着支援事業として以下の業務を行う。

ア 若年者人材育成・定着支援奨励金（訓練奨励金及び正社雇用奨励金）の支給

イ 当該事業を実施するための労働局等との連絡調整

ウ その他、当該事業を円滑に実施するために必要な業務

(2) 訓練奨励金の支給

協会は、以下の方法により訓練奨励金を支給するものとする。

ア 支給対象事業主

次のいずれにも該当する事業主であると管轄労働局長が認める者に支給するものとする。

(ア) 新たに有期契約労働者として雇用する若年者（訓練開始日において35歳未満の者であって、新規学校卒業予定者及び新規学校卒業者ではないものをいう。）に対して訓練を実施する事業主又は有期契約労働者等として雇用している若年者に対して訓練を実施する事業主であること。

(イ) その他、職業能力開発局長等の定める要件を満たす事業主であること。

イ 支給方法

支給単位期間（訓練の開始日から1年単位で区分した期間をいう。）の終了後2か月以内に、支給対象事業主からの申請を受けて支給するものとする。

ウ 支給額

訓練期間中、一人当たり月額15万円を支給するものとする。

(3) 正社員雇用奨励金の支給

協会は、以下の方法により正社員雇用奨励金を支給するものとする。

ア 支給対象事業主

次のいずれにも該当する事業主であると管轄労働局長が認める者に支給するものとする。

(ア) 上記(2)アの支給対象事業主であって、当該職業訓練終了後1か月以内に当該職業訓練を実施した者を正社員として雇い入れ、引き続き支給対象期間の末日まで雇用する事業主であること。

(イ) その他、職業能力開発局長等の定める要件を満たす事業主であること。

イ 支給方法

正社員として雇用した日（正規雇用基準日という。）から起算して1年の日までの期間を支給対象期間の第1期、正規雇用基準日から起算して1年の翌日から起算して2年の日までの期間を支給対象期間の第2期とし、各支給対象期間終了後に支給対象事業主からの申請を受けて支給するものとする。

ウ 支給額

第1期、第2期それぞれについて、一人当たり50万円を支給するものとする。

3 地域若者サポートステーション事業の実施

(1) 事業の実施

協会は、別に定める地域若者サポートステーション事業実施要領、若年無業者等集中訓練プログラム事業実施要領等に基づき、以下の業務を行う。

ア 地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）事業（若年無業者等集中訓練プログラム事業（以下「プログラム事業」という。）を除く。以下同じ。）経費の支給

イ プログラム事業経費の支給

ウ 職業能力開発局長主催の上記ア、イに掲げる事業の実施に必要な会議等（以下「会議等」という。）経費の支給

エ 当該事業を実施するための労働局等との連絡調整

オ その他、当該事業を円滑に実施するために必要な業務

(2) サポステ事業経費の支給

協会は、以下の方法によりサポステ事業経費を支給するものとする。

ア 支給対象者

次のいずれにも該当する団体に支給するものとする。

(ア) 職業能力開発局長が認定した団体であること。

(イ) サポステ事業実施要領等に定める要件を満たすこと。

イ 支給方法

(ア) 平成25年度認定団体について

原則、事業が開始される平成25年4月1日から3月、6月、9月及び12月が終了した日の翌日から起算して2か月以内の支給対象者からの支給申請を受けて支給するものとする。

(イ) 平成26年度認定団体について

サポステ事業実施要領等別に定めるところによる。

ウ 支給額

職業能力開発局長が認定した事業経費の範囲内であって、サポステ事業実施要領に定める対象経費の所要額を支給する。

(3) プログラム事業経費の支給

協会は、以下の方法によりプログラム事業経費を支給するものとする。

ア 支給対象者

(ア) サポステ事業を実施している団体であること。

(イ) 職業能力開発局長の認定を受けているプログラム事業であること。

(ウ) プログラム事業の支援対象者について、サポステ及び公共職業安定所がプログラム受講が必要と判断したものであること。

(エ) その他、プログラム事業実施要領等に定める要件を満たすこと。

イ 支給方法

原則、各プログラムが終了した日の翌日から起算して2か月以内の支給対象者からの支給申請を受けて支給するものとする。

ウ 支給額

(ア) 訓練奨励金

職業能力開発局長が別に定めるところにより、支給するものとする。

(イ) 生活困窮者に対する自己負担金減免費

職業能力開発局長が別に定めるところにより、支給するものとする。

(4) 会議等経費の支給

協会は、以下の方法により会議等経費を支給するものとする。

ア 支給対象となる経費

(ア) 講師等謝金

(イ) 旅費

(ウ) 印刷・製本費

(エ) 会場借料

(オ) その他、会議等の実施に必要な経費
イ 支給方法

支払相手方の請求等を受け、職業能力開発局長が必要と認めた額を支給するものとする。

第8 短期集中特別訓練事業

1 事業の実施

協会は、短期集中特別訓練事業として以下の業務（ただし(5)を除く。）を行う。

なお、(1)～(4)の業務の一部又は全部を職業能力開発局長が認定した団体に委託して実施するものとする。

また、(5)については公共職業安定所（以下「安定所」という。）が行うものとする。

- (1) 職業訓練の実施機関の開拓及び訓練コース設定等の援助
- (2) 民間教育訓練機関等が作成した訓練計画の認定
- (3) 短期訓練実施奨励金の支給
- (4) 短期訓練受講者等に対するキャリア形成に関する相談の実施
- (5) 求職者に対する(2)で認定された訓練計画に基づく職業訓練（以下「短期訓練」という。）の受講のあっせん等
- (6) 短期訓練・生活支援給付金の支給
- (7) 当該事業を実施するための労働局等との調整
- (8) その他、当該事業を円滑に実施するために必要な業務

2 短期訓練の実施機関の開拓及び訓練コース設定等の援助

職業能力開発局長が認定した団体は、訓練を実施する民間教育訓練機関等の開拓を行い、当該民間教育訓練機関等による訓練コースの設定等のために必要な援助を行うものとする。

3 民間教育訓練機関等が作成した訓練計画の認定

職業能力開発局長が認定した団体は、求職者の再就職に真に資する職業訓練が満たすべき基準を定め、民間教育訓練機関等が作成した訓練計画を当該基準に適合するか否か審査のうえ審査結果を協会に通知するものとする。

協会は、職業能力開発局長が認定した団体の審査結果に基づき、短期訓練として認定するものとする。

4 短期訓練実施奨励金の支給

協会は、以下の方法により短期訓練実施奨励金を支給するものとする。

(1) 支給対象事業主

次のいずれにも該当すると職業能力開発局長が認定した団体が認めた訓練につき、これを実施した民間教育訓練機関等に対して支給するものとする。

ア 実技に重点を置き、就職に必要な技能及びこれに関する知識を習得するための短期訓練であること。

イ 求職者の円滑な再就職に資するため、必要かつ相当な内容の訓練計画を事前に作成し、協会に届け出たものであること。

ウ (1)イの目的にかんがみ、あらかじめ協会により適切な訓練計画である旨の認定を受けたものであること。

エ 訓練期間が原則として1か月以上3か月未満であること。

(2) 支給方法

訓練終了後に支給対象事業主から提出される申請を受けて支給するものとする。

(3) 支給額

受講者1人当たり月額12万円を基準として、職業能力開発局長が認定した団体が認める金額を支給するものとする。

5 受講者等に対するキャリア形成に関する相談の実施

職業能力開発局長が認定した団体は、受講者等の適格な訓練受講に資するため、必要に応じ短期訓練実施機関等を巡回する等により、キャリア形成に関する相談を行うものとする。

6 求職者に対する短期訓練の受講のあっせん等

公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）は、現在有する技能、知識、職業経験等と労働市場の状況から判断して、短期訓練を受講することが適切であると判断される求職者に対して、短期訓練に係る受講のあっせんを行い、あわせて当該求職者に関する短期訓練や就職支援に関する措置等が効果的に関連して実施されるための計画を作成し、短期訓練の受講を含む当該計画に基づく就職支援を受けることを指示（以下「支援指示」という。）するものとする。

7 短期訓練・生活支援給付金の支給

協会は、以下の方法により短期訓練・生活支援給付金を支給するものとする。

(1) 短期訓練・生活支援給付金の種類

短期訓練・生活支援給付金は、短期訓練受講手当及び短期訓練通所手当とする。

(2) 短期訓練受講手当

ア 支給対象者

短期訓練受講手当は、次のいずれにも該当すると安定所長が認めた者に対して支給するものとする。

- (ア) 安定所長の短期訓練に係る支援指示を受けていること。
- (イ) 雇用保険の求職者給付を受給できる者でないこと。
- (ウ) 職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できる者でないこと。
- (エ) 当該受講者の1か月の収入の額が8万円以下であること。
- (オ) 当該受講者並びに当該受講者と同居の又は生計を一にする別居の配偶者、子、及び父母（以下「配偶者等」という。）の1か月の収入の額を合算した額が25万円以下であること。
- (カ) 当該受講者並びに当該受講者と同居の又は生計を一にする別居の配偶者等の所有する金融資産の合計額が300万円以下であること。
- (キ) 当該受講者が現に居住している土地及び建物以外に、土地及び建物を所有していないこと。
- (ク) その他、職業安定局長が定める要件を満たす者であること。

イ 支給額

訓練期間中、月額10万円を基本として別に定める基準に従い安定所長が認める金額を支給するものとする。

(3) 短期訓練通所手当

短期訓練受講手当の支給を受ける受講者に対し、別に定める基準に従い安定所長が認める金額を短期訓練通所手当として支給するものとする。

(4) 支給方法

支給対象者から提出される申請を受けて支給するものとする。

第9 民間人材ビジネスの活用による労働市場の機能強化事業 1 事業の実施

協会は、職業紹介事業、労働者派遣事業等（以下「民間人材ビジネス」という。）の業界の動向、各種就業支援の実態を把握するとともに、社会人経験の乏しい若者や育児等によるキャリアブランクのある女性等の就職を支援するビジネスモデルを構築し普及するため、民間人材ビジネスの活用による労働市場の機能強化事業として以下の業務を行う。

- (1) 「紹介予定派遣活用型正社員就職応援」事業
- (2) 「研修・職業紹介一体型再就職応援」事業

(3) 民間人材ビジネス実態把握事業

2 「紹介予定派遣活用型正社員就職応援」事業

(1) 事業の実施

協会は、別に定める「紹介予定派遣活用型正社員就職応援」事業実施要領に基づき、以下の業務を行う。

ア 「紹介予定派遣活用型正社員就職応援」事業を実施する者（以下「既卒者応援事業者」という。）への事業経費の支給

イ 就職報奨費の支給

ウ その他、当該事業を円滑に実施するために職業安定局長が別に依頼する業務

(2) 既卒者応援事業者への事業経費の支給

協会は、以下の方法により既卒者応援事業者の事業経費を支給するものとする。

ア 支給対象者

次のいずれにも該当すると職業安定局長が認める事業者に支給するものとする。

(ア) 職業安定局長が認定した事業者であること。

(イ) 「紹介予定派遣活用型正社員就職応援」事業実施要領等に定める要件を満たす事業者であること。

イ 支給方法

事業が開始される平成26年4月1日以降の毎年3月末日を支給期日、それまでの期間を支給対象期間として、支給期日の翌日から起算して2か月以内に支給対象者からの支給申請を受けて支給対象期間分の事業経費を支給するものとする。

ウ 支給額

職業安定局長が承認した事業経費の範囲内であって、支給期日までの12か月間の支給対象期間に要したと職業安定局長が認めた実費を支給する。

(3) 就職報奨費の支給

協会は、以下の方法により就職報奨費を支給するものとする。

ア 支給対象者

既卒者応援事業者であって、「紹介予定派遣活用型正社員就職応援」事業実施要領に定める支援対象者を紹介予定派遣を通して正社員に就職させたものと職業安定局長が認めた者に支給するものとする。

イ 支給方法

(2)の事業経費に併せ、同時に行われる支給申請を受けて支給するものとする。

ウ 支給額

正社員に就職させたものと職業安定局長が認めた支援対象者1人につき10万円を支給するものとする。

3 「研修・職業紹介一体型再就職応援」事業

(1) 事業の実施

協会は、別に定める「研修・職業紹介一体型再就職応援」事業実施要領に基づき、以下の業務を行う。

ア 「研修・職業紹介一体型再就職応援」事業を実施する者（以下「一体型再就職応援事業者」という。）への事業経費の支給

イ 再就職報奨費の支給

ウ その他、当該事業を円滑に実施するために職業安定局長が別に依頼する業務

(2) 一体型再就職応援事業者への事業経費の支給

協会は、以下の方法により一体型再就職応援事業者の事業経費を支給するものとする。

ア 支給対象者

次のいずれにも該当すると職業安定局長が認めた事業者に支給するものとする。

(ア) 職業安定局長が認定した事業者であること。

(イ) 「研修・職業紹介一体型再就職応援」事業実施要領等に定める要件を満たす事業者であること。

イ 支給方法

事業が開始される平成26年4月1日以降の毎年9月末日及び3月末日を支給期日、それまでの期間を支給対象期間として、支給期日の翌日から起算して2か月以内に支給対象者からの支給申請を受けて支給対象期間分の事業経費を支給するものとする。

なお、支給期日については、毎年9月末日及び3月末日の年2回とする場合又は毎年3月末日の年1回とする場合があり、支給対象期間はそれぞれ6か月又は12か月となる。

ウ 支給額

職業安定局長が承認した事業経費の範囲内であって、支給期日までの6か月又は12か月間の支給対象期間に要したと職業安定局長が認めた実費を支給する。

(3) 再就職報奨費の支給

協会は、以下の方法により再就職報奨費を支給するものと

する。

ア 支給対象者

一体型再就職応援事業者であつて、「研修・職業紹介一体型再就職応援」事業実施要領に定める支援対象者を研修等を通して職業紹介により、雇用保険の適用となる雇用形態により6か月以上の雇用期間で就職させたものと職業安定局長が認めた者に支給するものとする。

イ 支給方法

(2)の事業経費に併せ、同時に行われる支給申請を受けて支給するものとする。

ウ 支給額

雇用保険の適用となる雇用形態で6か月以上の雇用期間により就職させたものと職業安定局長が認めた支援対象者1人につき10万円を支給するものとする。

4 民間人材ビジネス実態把握事業

(1) 事業の実施

協会は、民間人材ビジネスの活用・育成施策の企画立案、実施に資するとともに、広く一般の利活用に資するため、民間人材ビジネス実態把握事業として以下の業務を行う。

ア 民間人材ビジネスの実態を把握するための調査(以下「調査」という。)の実施

イ その他、当該事業を円滑に実施するために必要な業務

(2) 調査の実施

協会は、以下の方法により調査を実施するものとする。

ア 調査内容及び調査方法の決定

調査対象の範囲、調査事項等の調査内容及び調査方法については、職業安定局長が決定するものとする。

イ 調査業務の委託

調査業務のうち、アに掲げる事項の検討、調査に必要な印刷物の調達、梱包、発送、回収及び集計並びに集計結果の分析については、職業安定局長が適当であると認める事業主に委託して実施するものとする。

ウ 調査結果の提出

協会は、調査終了後速やかに、調査結果を職業安定局長に提出しなければならないものとする。

第10 職業安定機関との連携等

1 職業安定機関との連携

(1) 職業安定機関は、第5の2の(1)及び(3)、第6の2の(1)

及び(3)、第7の2の(2)のア及びウ、(3)のア及びウ並びに3の(3)のアの(ウ)並びに第8の6の(2)及び(3)に係る確認を行うものとする。また、確認後は、当該申請書類の協会への取次ぎを行うものとする(第7の3に係るものを除く)。

- (2) 協会は、支給要件等の確認のために必要があるときは、職業安定機関に照会することができるものとする。なお、協会は、職業安定機関から行われた回答について、給付金等の支給以外の目的に使用してはならないものとする。
- (3) 協会は、職業安定機関からの照会等に対し、必要な連携を図るものとする。

2 その他

その他基金事業を円滑に実施するために必要な連携を図るものとする。

第11 基金事業の実績報告

- 1 協会は、基金事業が終了したときは、その日から1か月以内に緊急人材育成・就職支援基金事業実績等報告書(様式第2号)を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。
- 2 厚生労働大臣は、1の実績報告を受けた場合には、その書類の内容の審査、及び協会に対し必要に応じて報告を求め、又は厚生労働省職員に中央協会に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、その報告に係る基金事業が適正に行われたかどうか調査することができるものとする。
- 3 厚生労働大臣は、2の調査により、適正化法、施行令、交付要綱及びこの要領の内容に適合しない事実が明らかとなつた場合、協会に対し、適合させるための措置を講ずることを命ずることができるものとする。

第12 残余財産の処分の制限

協会が、基金事業を終了した場合において、なお、残余財産があるときは、厚生労働大臣は、交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させるものとする。

第13 その他

この要領に定めるもののほか、施行日その他基金事業に関し必要な事項は、厚生労働省職業安定局長又は職業能力開発局長が定めるものとする。

第14 経過措置

- 1 第3にかかわらず、協会は、改正前の本要領（平成25年3月6日付厚生労働省発能0306第1号「緊急人材育成・就職支援事業実施要領の一部改正について」別紙「緊急人材育成・就職支援基金事業実施要領」）第3(1)緊急人材育成支援事業、(2)中小企業雇用創出支援事業、(3)長期失業者等支援事業、(4)日系人離職者支援事業、(5)研修生・技能実習生の帰国旅費立替払事業及び(6)新卒者就職実現プロジェクト事業（以下「経過措置事業」という。）並びにこれらに附帯する事業を行うことができる。
- 2 経過措置事業に係る基金の取り崩し又は処分、事故の報告、経理及び実施状況報告等については、従前のとおりとする。